発委第１２号

令和２年１２月１８日

鹿追町議会議長　吉　田　　稔　様

提出者　議会運営委員会
委員長　上　嶋　和　志

鹿追町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第１０９条第６項及び第７項並びに会議規則第１４条第３項の規定により提出します。

鹿追町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和２年１２月１８日提出

鹿追町議会委員会条例の一部を改正する条例

鹿追町議会委員会条例（昭和６２年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号イ中「企画財政課」を「企画課」に、「子育てスマイル課」を「子育て支援課」に改める。

同項第２号イを次のように改める。

ジオパーク推進課、保健福祉課、農業振興課、商工観光課、建設水道課及び国民健康保険病院所管に関する事項

同号ウ及びエを削る。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

〔提案理由〕

鹿追町組織機構変更に伴い、鹿追町課設置条例を改正したことにより、常任委員会に属する所管について改正するものである。